

令和3年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月12日（金曜日）

10時00分開議

11時38分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	竹 本 文 直	2 番 議 員	西 森 常 晴
3 番 "	岡 田 良 成	4 番 "	片 岡 智 準
5 番 "	大 野 弘	6 番 "	西 森 久 雄
7 番 "	野 村 安 夫	8 番 "	左 京 憲 昌
9 番 "	藤 崎 源 彦	10番 "	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
企 画 課 長	古 味 仁 志	税 務 課 長	片 岡 博
町 民 課 長	津 野 彰	保健福祉課長	片 岡 明 徳
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒 木 紀 和	産業建設課長	片 岡 伸 二
会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫	教 育 次 長	古 味 実
仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪 内 武 則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人
仁淀地域振興課長	神 岡 孝 司	池川地域振興課長	大 原 成 彦

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	---------------	---------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより会議を再開します。

本日の日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

これより日程に入ります。議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

報告第1号についての質疑を許可します。質疑はありますか。大野弘君。

○5番 この件で417万6,000円の増額ということですが、この内容として、プロジェクター設置工事と言いましたが、どんな工事でしょう。ちょっと内容の説明をお願いします。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 おはようございます。大野弘議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

プロジェクター設置工事でございますが、大崎診療所の多目的ホールにプレゼン用のプロジェクター及びスクリーン、そしてスピーカーを設置する工事でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終結します。

報告第2号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第2号の質疑を終結します。

議案第5号についての質疑を許可します。質疑はありますか。片岡智準君。

○4番 この議案第5号で、今回、選挙運動が公営になるということで、ポスターあるいはビラ、選挙運動用自動車に関する規定がありますけれども、かねてから新聞なんかでは供託金の関係やらも載っておったように記憶しているんですけども、今回の改正の中に供託金については入っていないかどうかだけ聞かせてください。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 片岡智準議員のご質問にお答えをさせていただきます。

供託金の関係は公職選挙法のほうで定められますので、仁淀川町の条例のほうではなく

て公職選挙法のほうで定められることとなっております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終結します。

議案第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終結します。

議案第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終結します。

議案第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終結します。

議案第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終結します。

議案第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終結します。

議案第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終結します。

議案第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第12号の質疑を終結します。

議案第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終結します。

議案第14号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終結します。

議案第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野弘君。

○5番 この条例ですが、横断歩道橋等の次に自動運行補助施設というものはどのようなものでしょう。仁淀川町にこういうものが設置するようなものを入れんといかんのですか。内容をちょっとお願いします。

○議長 産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 大野議員のご質問にお答えいたします。

仁淀川町ではほぼまだ関係ないとは思いますが、車の自動運転に係る道路鋳等を埋める部分、道路法の改定ということですので、町の条例のほうも改定するようにしております。以上です。

○議長 大野弘君。

○5番 この自動運行装置というものは、無人で動くような、そういう装置を埋設するというようなものを、これはどうしても町の条例の中に入れないかんもんですか。ちょっとその辺だけ。

○議長 産業建設課長、答弁。

○片岡産業建設課長 国の道路構造令によりまして、どういうことになるかは分かりませんが、国道にまず入り、それがまた町道に移管されたとか、そういう場合もあるかと思しますので、今回、条例改正ということにさせていただきたいと思います。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第15号の質疑を終結します。

議案第16号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終結します。

議案第17号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。岡田良成君。

○3番 17号に関して質問申し上げたいと思いますが、その前に、先ほど議長にお願いしておったんですが、皆さん方のお手元のほうに、今まで再三再四質問してきたこの図面がありますけれども、議員さんに配付を願いたいと思います。

○議長 暫時休憩にします。

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。岡田良成君。

○3番 この補正になるんですけれども、議案第22号でも同じような問題が出るわけでありますので、兼ねてここで質問をさせていただきたいと思います。

今回、この林業振興センター設計監理業務ということで1,500万円組んでおられます。先日から私はいろいろと建設課長にもお尋ね申し上げましたところ、この今皆さん方のお手元のほうに配付をしております設計書の委託業務なんですけれども、元年度に1,320万円というお金を支払って設計をしております。

そこで、設計委託料と監理委託ということについては、私は同じ業務じゃないかなと。私の勘違いかも知れませんが、大体、設計委託したところが後の監理業務をするというふうに聞いておりますけれども、そこで、これは関連ですので、申し訳ないですが、今、皆さん方のお手元のほうに配付をした図面の中で、A案ということだろうと思います。坪単価が160.94という坪面積です。その上の欄を見ていただいたら、会議室が1、2、3とこの建物の中に3つあるというふうに私は理解しております。そこで、その会議室を普通の全体から見れば、約3分の1強が会議室であるというふうに見えるわけでありますけれども、実際にこの建物の中にこういうふうな会議室が要るかなということを改めて感じるものであります。その意味で、いろんなことを含めてですが、次の議案第22号でも質問いたしますけれども、もう少し内容を吟味すべきことがあったんじゃないかなと、内容を吟味する必要があったんじゃないかということであります。

今、この総合金額からしたら、坪単価が幾らよということで再三再四私は聞いてまいりました。そこで、今、執行部のほうから頂きました1坪当たりが135万3,025円というふうな坪単価がありますけれども、こういうふうな図面が出ておりますので、この上、いろいろ考えていただいて、このセンターの設計監理業務1,500万円、22号に関連しますので、私は質問いたしました。そういうことで、皆さん方もこの建物に対しての設計の監理業務でありますので、よくご審議を頂きまして、ご検討願いたいと思いますので、提案申し上げます。

終わります。

○議長 執行部、答弁。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 岡田議員のご質問にお答えいたします。

林業振興センター設計監理委託業務でございますけれども、昨年1月に発注いたしまして、基本設計、それから、センターの実施設計までを現在進めておるところでございます。また、この後、令和3年度予算をご承認いただきましたら、いただいた工事発注、その中の工事監理、それと、小さいところの変更等も出てくるかと思いますので、それらを含めた設計監理委託業務というふうにさせていただいております。

○議長 岡田良成君。

○3番 私がお聞きしたいのは、設計した段階で設計の監理も含まれているんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、そのときに設計したときに1,320万円の支払いをしておると。そしてまた、ここでは監理について1,500万円の補正をしておりますけれども、これが実際に私の考えですけども、普通、常識の価格であるかなと。今、私はいろんなところで聞いてまいりましたけども、大体、設計委託料というのは0.5%ぐらいが通常だというふうな話を聞いておりますけども、ちょっと高いんじゃないかなというふうな疑問も持っておりましたので質問いたしました。その件について、通常は大体幾らぐらいか。それは今言うふうに設計監理ということについても含めての話じゃないかなというふうに思いますけども、答弁をお願いいたします。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 この設計監理委託業務でございますけれども、昨年プロポーザルによりまして、設計から監理までをプロポーザルで行いまして、現在、契約中でございます。今後、その分について新たな監理業務等についての契約をするわけではございません。既に継続中の部分、年度を繰り越す部分もございますので、債務負担行為、そういうことで提案させていただいております。

○議長 岡田良成君。

○3番 そういうものを含めて、私は高いんじゃないかなということの質問をしておるわけですが。恐らく設計業者がこの監理をするでしょう。ですから、高いんじゃないかなというのが極論ですわ。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第17号の質疑を終結します。

議案第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終結します。

議案第19号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終結します。

議案第20号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終結します。

議案第21号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を終結します。

議案第22号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第22号の質疑を終結します。

議案第23号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第23号の質疑を終結します。

議案第24号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第24号の質疑を終結します。

議案第25号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第25号の質疑を終結します。

議案第26号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第26号の質疑を終結します。

議案第27号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第27号の質疑を終結します。

議案第28号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第28号の質疑を終結します。

議案第29号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第29号の質疑を終結します。

議案第30号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。西森常晴君。

○2番 この仁淀川町のまちづくり計画、国のほうの要請でつくられたと思うんですけども、この計画をつくるまでどういうプロセスを取られたのか。受益者の意見が採られたのか。要するに、結構なことを書かれていますけど、この内容を決めるに当たって、例えば町民の方から意見を聴取する場を構えたとか、そういう経過があれば教えてください。

○議長 執行部、答弁。古味企画課長。

○古味企画課長 西森常晴議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この仁淀川町まちづくり計画の一番最初、今回は法改正等で変更したんですが、一番最初はまちづくり計画についての西仁淀合併協議会の時点での計画から今回3度目の変更となっておりますが、基本的な計画をつくるに当たっては、有識者とか町民の代表等に関わっていただいて基本的なまちづくり計画を策定した後、今回を含めた2回の変更を行っています。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第30号の質疑を終結します。

日程第2、これより討論・採決を行います。

報告第1号、専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第2号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解）も、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員であります。よって議案第5号、仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第6号、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第7号、仁淀川町町民バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員であります。よって議案第8号、仁淀川町移住交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第9号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第10号、仁淀川町放課後子ども教室設置条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第11号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第12号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例については、原案どおり可決されました。

議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第13号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第14号、仁淀川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第15号、仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第16号、仁淀川町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。岡田良成君。

○3番 動議を提出させていただきたいと思います。議長、配付のほうをよろしく願いいたします。

○議長 ただいま岡田良成議員から修正案が提出されました。

資料配付のために、暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○議長 休憩前に続き会議を開きます。

本案に対して岡田良成君からお手元に配付した議案第17号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）に対する修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。岡田良成君。

○3番 この案件につきましては、議案第22号の一般会計と関連がありますので、動議を申し上げます。

令和3年3月12日、仁淀川町議会議長竹本文直様

発議者、議会議員岡田良成、賛成者、議会議員左京憲昌

議案第17号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議であります。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

別紙修正案をご覧いただきたいと思います。

この案は、第3条第2表中、債務負担行為の補正であります林業振興センター設計監理業務を削除するものであります。理由は、この後の議案第22号、令和3年度仁淀川町一般会計予算に関係するものでありますので、提出をいたします。

林業センター建設費が膨大であるため見直しをしていただくのを削除するものであります。その当初予算において、林業振興センター事業費を削除するものであって、この設計監理業務を削除するものであります。これは、今、常々、私たちが言っておりました林業センターについては、あまりに費用が高過ぎる。費用対効果があるか。ある方は研修に来るので立派なものを造ろうという話がありましたけども、私はやっぱり、今、仁淀川町の財政を考えたときに、将来を考えたときに、これだけ立派なものが大事なのかと。

そしてまた、先ほども図面をもって、設計図をもってお示しをいたしました。この事業については、3つ、3か所、会議室があります。1つの同一の部屋で、そしてまた事務所で、この財政の厳しいときに3か所の研修室が要るか、会議室が要るか。そしてまた、今、先ほども申し上げましたけども、1坪が135万円。民家であれば、いくら高くても80万円。こういうときに、財政の厳しいときに私はもう少し削減をしてもらいたい。少しでも削減してもらいたい。

昨日も申し上げましたけども、かるぽーとの例を申し上げました。高知市のかるぽーとは、去年の9月に40億円という予算を立てたそうです。市民の中からちょっと高額だというふうな批判がありまして、その内容についてプロポーザル制度を取ったところ、10億円の圧縮ができた。これは継続審議になっていきますけども、当然通るでしょう。私はやはりそういう少しでも経費を削減するということを考えていただきたい。

これも、3回ほどこういう説明会を頂きました。協議会を。その中でも、これまでもそういう話をしてまいりました。私は当初から、研修室は要るかよと、研修をするならば年に何回ぜよという質問をしてまいりました。というのは、この庁舎の中でも研修はできます。そして、今、大崎の地域集会所、そしてまた交流センター、歩いて3分です。無駄なことはしてほしくない。けど、必要ならやらないかんです。森林センターは必要です。一級品によびません。二級品でいいです。

そしてもう1点。今、仁淀川町では、住宅が建つならば、町産材で建つならば、あるいは地元の大工を使うならば補助をあげましょうというふうなことであります。ところが、今、話を聞けば、高額なCLT。私は、地元の産業を育成するためには、仁淀川町には製材所は4か所あります。少しでも安くする努力をしてもらいたかった。そしてまた、

町長の答弁では、私はかるぽーとの話をしたら、そういうこともあるよというふうな理解をしたわけであります。その後、確認するために副町長を呼びました。そういうことをできんかどうかと。少しでも安くするためにはそういう努力はできんかよという話を申し上げましたけども、拒否をされました。

だから、今、仁淀川町の町民は、これだけ建物を建てて、あとの管理運営はどうなるんだろう。人口は少なくなる。そういうふうな意味を踏まえた場合に、我々は、単価の問題でもありますけど、それに対して努力するということが大事であると思います。今、仁淀川町の森林センターをこしらえた場合に、外向けに宣伝効果をするのか、仁淀川町の町民のために安価なものをこしらえて、そしてまた、それに対しての入居をする方々については不便を感じるようではいけません。

だから、恐らく個人の住宅であるならば、それを比較したら、町民の方々から随分の怒りを私も聞いてまいりました。私は昨日も参りました。議会が終わってから。どうでよと言ったら、どうしたことでよと。そしてまた今朝も電話がありました。仁淀川町はほとんど外へ出らあよと。人はおらんならあよと。それは理由は分かりません。考えたら分かる節はありますが、いろんなことを含めたら、できるだけ節約してもらいたい。買ったということですね。だから、昨日も建設課長に坪幾らになるぜよと3回ほど、これで4回ですか。初めは136万円、次は180何万円、127万円ですか。また昨日も聞いたら、また坪単価を全部総合したら幾らですかというのを聞いたら、135万3,000円。我々も真剣にやっていますよ。だから、執行部もうちょっと真剣に考えてもらいたい。皆さんの自分の家でも、自分のこととして考えてもらいたい。物は必要だ。しかし、それに対してもっと知恵を使って、なるほど、こうだねということもあるでしょう。あるものを有効利用する。それが大事じゃないかと。だから、もうちょっとやっていることを自分の身に置き換えて、無理なことを言うわけじゃないです。努力をする。

やった結果がこれにしかならんと言ったら、それでいいですよ。昨日も高知市内のかるぽーとは10億円削減したができんかよということで、これは副町長に議会前からも相談しました。昨日の町長の答弁では、やってくれるんだろうかなというふうに理解いたしたところ、もう少し考えたいということで、副町長を呼んだところ、副町長は、できませんと。私は、できんことはないよと、裏返したらできんことないような気がしますけど。そういうことで、今回は動議を出しました。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　これで提案者からの修正案の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時47分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから修正案に対する質疑を認めます。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。以上で修正案の質疑を終結します。

暫時休憩にします。

午前10時47分 休憩

午前10時50分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号及びこれに対する修正案の討論を行います。討論はありますか。大野弘君。

○5番 岡田議員から修正の提案がされております。この件について、私は賛成という立場で、動議に賛成じゃなくて、町の分の賛成ということで。

この林業センターは、3町、仁淀川町、越知町、それから仁淀川町の森林組合、そして、そこが活動する拠点となります。組合として、担い手の育成とか、そういう指導も行わなければならない施設となります。そして、本町は約90%が山林であり、この山林整備に積極的に取り組み、林業のモデルとならなければいけません。この施設に町林産組合が入り、町の林業振興に取り組むとともに、林業の担い手の育成、安全講習、林業の研修会等を行うためにも、林業センターは必要と思います。そのためにおいても、この補正予算等の分についても賛成といたします。

以上です。

○議長 次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。原案及び修正案反対討論はありますか。

これは両方に反対ですよ。先ほど説明したとおり、順番でいくと、今は原案及び修正案に反対する討論です。ありますか。

(「なし」の声)

○議長 次に、原案賛成者の発言を許可します。原案賛成討論はありますか。

先ほど大野議員から原案賛成の討論がありましたけど、これで討論なしでよろしいですか。

(「なし」の声)

○議長 次に、修正案賛成者の発言を許可します。左京憲昌君。

○8番 この修正案を出されているのも、この建物は必要ないということ言われているわけではないんです。これをやる、今、設計とか、そういうところまではできておる。それはもちろん今から入札等で決めるわけですから、どこの業者でもその設計図を基に実行していくことになろうと思うんですが、うちは林産のほうに非常に町長も力を入れているんですけど、やっぱりそれに伴って、大工さんなんかにも力を入れないと、いくら木を切り出しても、町産材をとにかく言ったところで使えんようになってしまいます。そういう面で、町内の大工さんがやったときに、設計図どおりにならない部分はあるかもわかりません。それは、事前にプロポーザルを出していただいて、幾らになるんだということと、結局、大工さんの仕事をつくり、大工さんをも育てていくという意味からも、それで価格が下がればもちろんもうけものですので、ゼネコンにずっと振り回されるようなことはやめて、大工さんも育てられるこのやり方にしないかよということをこれは言っているわけですので、そこのところを勘違いしないように、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

まず、本案に対する岡田良成君ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。よろしいですか。修正案の採決です。

修正案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成3名。賛成少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。したがって、議案第17号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

議案第18号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第18号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第19号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算(第4号)については、原案どおり可決されました。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第20号、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第21号、令和2年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第22号について討論はありませんか。岡田良成君。

○3番 議案第22号について修正動議を提出したいと思いますので、議長において、よろしく取り計らいをお願いいたします。

以上。

○議長 ただいま岡田良成君から修正案が提出されました。

資料配付のために暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時01分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対し、岡田良成君からお手元に配付した議案第22号、令和3年度仁淀川町一般会計予算に対する修正案動議が提出されました。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。岡田良成君。簡潔によりしくお願いします。

○3番 説明しなきゃ分からない点もありますので、詳しく説明はさせていただきます。

説明申し上げます。

令和3年3月12日、仁淀川町議会議長竹本文直様

発議者、議会議員岡田良成、賛成者、議会議員左京憲昌

議案第22号、令和3年度仁淀川町一般会計予算に対する修正動議を提出させていただきます。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

別紙修正案の1ページをお開き願いたいと思います。

この案は、歳入歳出予算の総額69億9,456万5,000円を68億8,290万2,000円に改めるものであります。

内容は、歳出の林業振興センター建設に係る費用を削除するもので、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、建設監理委託料366万3,000円、林業センター建設費用1億800万円、歳出合計1億1,166万3,000円を減額する。これに対する歳入、18款繰越金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6万3,000円、21款町債、1項町債、4目農林水産業債、林業振興センター建設費事業債、過疎債1億1,160万円、歳入合計1億1,166万3,000円を減額する修正であります。

また、債務負担行為9,700万円を削除するものであります。

これにより、別紙修正案のとおり、関連する箇所を修正しております。修正する理由は、

林業センターの機能膨大であるため見直しをしていただくため、関係予算を削減するものであります。

これも先ほど申し上げましたように、1坪が135万何がし、血を使ってもう1回考えてもらいたい。先ほどある議員からは必要ということを言われましたけども、林業センターは必要であります。しかし、内容について、もう少し町民に寄り添った金額まで努力をしないかということなんです。造ることに反対ではありません。センターは大事です。金額にしても、先ほども申し上げましたけども、一級品に及ばん、節があってもええ、形は同じです。だから、もう1回、本当に町民に寄り添った、自分のこととして、人がやるんだから金額は幾らでもいいんじゃないかと、自分のこととしてもう1回考えてもらいたいというのが私の気持ち、そしてまた町民の気持ち、そういうことで、今回は修正案を提案いたしましたので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長 これにて提出者からの修正案の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑を認めます。質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。以上で修正案の質疑を終結します。

暫時休憩にします。

午前11時08分 休憩

午前11時08分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号及びこれに対する修正案の討論を行います。討論はありますか。

まず、原案賛成者の発言、そして、次に原案及び修正案反対者の発言、そして、次に原案賛成者の発言を許可します。

それでは、原案賛成者の発言を許可します。

暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時11分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号及びこれに対する修正案の討論を行います。討論はありますか。片岡智準君。

○4番 原案賛成の立場で討論申し上げます。

岡田議員から修正動議が出され、数字がいきなり出てきました。まず、この数字の根拠となったものが何ら示されていない。安くするやったら誰でもできるんですけども、そして、にわかに出されても、この場でこの可否を判断するのは正直言って難しいです。しかし、数字的には合っていると思います。しかし、この数字の根拠が何ら示されずに、誰から出され、誰がこれを計算したものか、何を基準にしたものか、何らされずに出されていることがまず1点。

それから、大野議員が先ほど令和2年度の補正予算についてもされた意見としては、あの意見と全く同意見でございます。確かに仁淀川町は今回のときにも申し入れよった3町の集中的な林業振興のまちにしたいというような思いもございます。少々貧相なものよりは立派なものがいいんじゃないかなと私は個人的には思っております。だから、このたびの原案については賛成します。

以上です。

○議長 次に、原案及び修正案反対者の発言を許可します。ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 原案及び修正案反対討論なしと認めます。

次に、原案賛成者の発言を許可します。

(「なし」の声)

○議長 原案賛成者の討論なしと認めます。

次に、修正案賛成者の発言を許可します。討論ありますか。左京憲昌君。

○8番 先ほども申し上げたように、これの修正案は、一旦立ち止まって中身を吟味して、不必要な支出にならないようにしようじゃないかというのが根本でございます。修正案を出した本人も、必要ないと言ってるんじゃない。一旦立ち止まって、ここでもう1回、例えば、先ほどの件でも申し上げましたが、この仁淀川町の大工さんを育てるとか、またはそれでこそ安くなるんであったら最高じゃないですか。ぜひ、そういうことで、一旦立ち止まって考えていきませんかということです。よろしくお願いします。

○議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

まず、本案に対する岡田良成君ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。

修正案に賛成の方の挙手を求めます。

3名であります。賛成者少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

賛成者多数。したがって議案第22号、令和3年度仁淀川町一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第23号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第24号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定予算については、原案どおり可決されました。

議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第25号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第26号、令和3年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第27号、令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第28号、令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第29号、令和3年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって議案第30号、仁淀川町まちづくり計画の変更については、原案どおり可決されました。

日程第3、発議第1号、仁淀川町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りします。発議第1号については、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第1号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第1号、仁淀川町議会会議規則の一部を改正する規則については原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を行います。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に

配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員会、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会、特別委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩にします。

午前11時23分 休憩

午前11時38分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和3年第2回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前11時38分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員